

# 国際選挙監視活動と2014年ウクライナ大統領選挙 —OSCE選挙監視団への参加もふまえて—

浦部 浩之

## The 2014 Early Presidential Election in Ukraine and the OSCE Election Observation Mission

URABE Hiroyuki

On May 25, 2014, an early presidential election was held in Ukraine, resulting in the election of Petro Poroshenko, with a historic high ratio of the votes, at 54.7%. The major problem with this election was that more than three million of the electorate could not vote in the Donetsk and Luhansk regions because of the military tensions after the Euromaidan Revolution, the Crimean Crisis, and the pro-Russia separatists' violence in the eastern parts of the territory. The Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) Election Observation Mission (which deployed 24 core team members, 100 long term observers, and 876 short term observers) announced that despite the hostile security environment in the two regions and the increasing attempts to derail the process, the election was characterized by a high voter turnout and the clear resolve of the authorities to hold a genuine election, largely in line with international commitments and with a respect for fundamental freedoms.

### 本稿のねらい

自由で公正な選挙の実現を支えるメカニズムとして選挙監視活動がある。筆者はこれまで8カ国（ラテンアメリカのエルサルバドル、ベネズエラ、グアテマラ、ホンジュラス、アフリカのモザンビーク、そして欧州のウクライナ、ベラルーシ、コソボ）で計12回、選挙監視活動に従事し、その意義を強く感じて

きた。たとえば1994年のエルサルバドルの選挙では、国連平和維持活動（PKO）の国連エルサルバドル監視団（ONUSAL）が選挙監視を行い、選挙プロセスの公正性を確認した。この選挙は、内戦終結後、旧ゲリラ勢力が武器を捨てて政党に衣替えして初めて臨んだ選挙であり、その正当性が国内や国際社会に対して証明できたことは政治的和解や国家再建の出発点として大きな意味をもった（浦部 2010）。他方で、選挙監視の難しさを感じた事例もあった。2004年にベネズエラで行われた大統領罷免の是非を問う国民投票では、米州機構（OAS: Organization of American States）の監視団が投票は公正に行われたとの「評価」を下したものの、罷免を勝ち取れなかった野党側が不正を申し立て、政治論争がしばらく続いた。原因の一つは、監視団の規模にあったように筆者には思える。すなわち、1994年のエルサルバドル選挙では355カ所（決選投票では378カ所）の投票所に約900人の選挙監視員が張り付いていたが、このベネズエラの国民投票では8401カ所にのぼる投票所をわずか117人で監視していたにすぎず<sup>1</sup>、申し立てへの反証が必ずしも十分な説得力をもたなかったのである。

したがって2007年に米州機構（OAS）グアテマラ選挙監視団に参加し、各地の投票所で何度も欧州連合（EU）や国内NGOの選挙監視員と鉢合わせしたときには、全体として統合された大規模な監視団を編成すれば選挙監視の密度や正確性が高まるのではないかと感想を抱いた。ただ、2017年にコソボで行われた選挙では、コソボを国家承認する国とそうでない国とで国際社会が割れているため、欧州安保協力機構（OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe）は選挙監視団を派遣することができなかった。筆者はこのとき、日本のNGOが組織する監視グループに加わってコソボ選挙管理委員会公認の身分で監視業務に従事したのであるが、国際機構だけに拠らない選挙監視活動の多元性というものがいかに重要であるかを認識させられた。ただ、組織的かつ大規模に行われる国際機構の選挙監視活動に比すると、小規模なNGOの果たしうる役割には自ずと限界があるのを感じたのも事実である。

選挙監視活動の課題や問題点は、筆者の限られた経験だけから言ってもこの他にも様々ある。それについては本稿ではこれ以上は踏み込まないが<sup>2</sup>、活動への参加経験の一つひとつを記録にとどめておくことは、選挙監視活動のある

---

1 より厳密には、OASが73名の、また米国を本拠とするカーター・センターが44名の監視員を派遣していた。両者は基本的には別組織であったが、コンピュータ処理用の監視活動報告書フォーマットを統一化するなど、一体的に活動していた（浦部 2005）。

べき姿を考察するうえで重要な礎となる。本稿はそうしたねらいから、2014年5月に参加したOSCEのウクライナ大統領選挙監視団について記したい。このときの選挙は同年2月のヤヌコビッチ政権崩壊（ユーロマイダン革命）、3月のロシアによるクリミア併合、その後に過熱した東部ドンバス地方（ドネツク州とルハンスク州）における親口派勢力と政府軍との武力衝突といった政治的・軍事的な緊張が高まるなかで実施されたものであり（位置については図1<sup>3</sup>参照）、国際的に大きな注目を集めていた。選挙監視について論じるうえで、背景にあるウクライナ政治の動向を確認しておくことは重要であり、最初はその概要を述べたうえで、OSCEの選挙監視活動について述べる。



図1 ウクライナの地図

(出所) 筆者作成

2 選挙監視団の派遣の是非が国家間の外交交渉の材料とされた事例、選挙結果の正当性確保の思惑に基づいて選挙監視団の受け入れを選別的に行おうとした事例など、その一部については浦部（2016）にも記している。これらに関するより詳細な分析は稿をあらためたい。

3 図1の下図には次を利用した。

<http://www.supercoloring.com/ja/nurihui/ukrainanodi-tu> 2019年8月14日アクセス。

## 1 ウクライナ危機とその背景

### (1) ユーロマイダン革命とウクライナ危機

2014年2月、対ロシア関係を重視するウクライナのヤヌコビッチ大統領が、EUとの関係強化を求める野党勢力やウクライナ民族主義勢力らによる激しい抗議行動に直面して統治能力を失い、首都キエフを脱出した。この直前、キエフ中心部の独立広場（マイダン・ネザレージュノスチ）では反政府派の群衆と治安部隊との間で激しい銃撃戦となり、双方合わせて百人を超す人々が命を落とした。

ウクライナはその後、混迷を深めていくことになる。翌3月、クリミア自治共和国でウクライナからの離脱を問う住民投票が実施され、そこで示された「民意」を大義として、クリミア半島はキエフでの政変劇に反発するプーチン大統領によりロシア領に併合された。またこの騒乱はロシアと国境を接する東部ドンバス地方にも飛び火し、ドネツク州とルハンスク州ではウクライナからの分離独立を求めて武装蜂起した親口強硬派とウクライナ政府軍との間の激しい武力紛争に発展した。

クリミア自治共和国の議会がロシア連邦の構成主体となることを希望するとその独立宣言を出した翌日の3月12日、G7諸国は「首脳声明」を發出し、ウクライナの住民投票は十分な準備の欠如と威嚇的なロシア軍の存在をふまえれば効力をもつものではなく、ロシアによるクリミア併合は国際法違反に当たるとしてロシアを強く非難した。また、国連総会も3月27日、クリミアでの住民投票には効力がなく、同地はウクライナ領であり続けるとする「決議68/262」を100カ国の賛成で採択した<sup>4</sup>。武力による現状変更というロシアの行動が、国際秩序に対する重大な挑戦となっているのは間違いない。

ただ、混乱の責任は欧米側にあるとの見方もけっして少なくない。米軍への在籍経験もあるシカゴ大学政治学部教授のミアシャイマーに言わせれば、米国もロシアと「同じようなこと」をやっているのであり、それが「1999年、コソ

---

4 賛成100カ国、反対11カ国、棄権58カ国、欠席24カ国で決議された。反対したのはロシアの他、旧ソ連諸国でアルメニアとベラルーシ、アジアで北朝鮮、中東アフリカでシリア、スーダン、ジンバブエ、ラテンアメリカでボリビア、キューバ、ニカラグア、ベネズエラである。

ボをセルビアの統治から分離させるために行なった対セルビア戦争」であった。つまり、自決を掲げてセルビアからの独立を宣言していたコソボ（当時は自治州）は、北大西洋条約機構（NATO）の軍事介入のおかげでそれを実現させ、ロシアの勢力圏を離れた。ひるがえってクリミア自治共和国に関しても、その独立宣言のなかで独立決定の根拠として主張されていたのが「国連憲章および人民の自決権を確立する他の一連の国際文書」であった<sup>5</sup>。コソボの自決は支持しクリミアの分離には反対する米国やEU主要国と、コソボの分離には反対しクリミアの自決は支持するロシアという、国益丸出しの対立の図式が成り立っているとも言えるのである。もっとも、自決の原則に基づく独立が承認されたことはあっても他国への分離併合が承認されたことはなかったというのが第二次世界大戦後の世界の歴史であり、「なぜ欧米はコソボを認めてクリミアの編入を認めないのか」といった問いは問題のすり替えでしかない」（宇山 2014: 132）とも指摘しうる。

独立広場の惨劇についても、その真相には謎に包まれている点が多い。マスメディアを通じて国際的に流布された「事実」は、政権に対して抗議の意思を示して立ち上がる市民とそれを催眠ガスや高圧放水銃で無慈悲に制圧する治安部隊という図式であった。しかし、流血の惨事となった2月20日の銃撃戦で、最初に引き金を引いたのは権力奪取を狙う民族急進派の側だったのではないかとの疑惑が、事件直後からくすぶり続けていた。この疑惑は4月になってから、ドイツの公共放送によって「真実」であったことが論証された（ということらしい）。しかし世界の関心はすでにクリミア併合やドンバス紛争に移り、対口批判は欧米を中心に増す一方であった<sup>6</sup>。じつは、銃撃戦が起きた2月頃の独立広場の様相は、現地取材した日本の記者によれば、お祭りムードも漂っていた抗議行動初期の前年11月頃とは一変し、極右勢力が勢いを増して野党第一党の祖国や第二党のウダールが自制を求めても暴走が止まらなくなっており（小熊 2018: 289）、デモ隊は棍棒とヘルメットで武装し、殺伐とした雰囲気も漂っていた（田中 2014: 44）という。なお、筆者が選挙監視のために現地に赴いた5月の段階でも、独立広場に面した労働組合連合のビルには騒乱時の焼

5 G7の首脳宣言とクリミア自治共和国議会の独立宣言の抄訳は次に掲載されている。『外交』25号、2004年、33ページ。

6 下斗米は、このドイツの公共放送のことが日本で報じられることはほとんどなかったと指摘している（下斗米 2014: 38）。

け跡がそのまま残り、広場一帯は瓦礫やタイヤなどで封鎖され（写真1）、反ロシア派の人々がテントを張って陣取っていた（写真2）。



写真1 瓦礫やタイヤで封鎖されたキエフの独立広場周辺（筆者撮影）



写真2 独立広場やその周囲に陣取る反口側市民のテント（筆者撮影）  
テントにはウクライナ国旗やEU旗が掲げられている

## （2）欧州の東方拡大とウクライナの地政学的問題

ウクライナ危機を理解するには、欧米とロシアとに挟まれたウクライナの地政学的状況を知る必要がある。これについて、既存の研究に依拠しつつ以下に整理しておこう。

ヤヌコビッチ政権は2010年、ウクライナ東部を主たる支持基盤として誕生した。ウクライナはロシアと国境を接しロシア系住民も多い東部と、かつてはオーストリア＝ハンガリー帝国やポーランドなどに帰属したこともある西部とで地域性に大きな違いがある。2010年の大統領選挙の決選投票でも、ドネツク州とルハンスク州でヤヌコビッチの得票率が9割近くに達していた一方、イバノ・フランキウシク、テルノピリ、リビウといった西部の諸州ではティモシェンコ首相（当時）の得票率が8割を超えており、東西（もう少し厳密にいうと東・南部と中・西部）で投票傾向が極端に分かれていた。ちなみに2001年のセンサスに基づけば、リビウ州ではウクライナ語母語話者が人口の95.3%を占め、ロシア語母語話者は3.8%にすぎないのに対し、ドネツク州ではロシア語母語話者が人口の74.9%にのぼり、ウクライナ語母語話者は24.1%にとどまっている（後掲の表1も参照）<sup>7</sup>。

ウクライナは1991年のソ連解体にともない独立して以降、その外交路線は親欧米と親口の間で揺れてきた。独立とともに大きな争点として浮上したことの一つに、クリミア半島にあるロシア軍基地と黒海艦隊をめぐる問題があった。クリミアは1954年、ロシア共和国からウクライナ共和国に帰属が変更されたとの経緯がある。当時はあくまでソ連を構成する共和国間での帰属変更にはすぎなかったが、ソ連の解体によりクリミアがロシアから分離され、基地と艦隊の扱いが不明瞭になったのである。結局この問題は、1997年5月に締結された両国間の友好協力条約により、黒海艦隊を二国間で分割し、ロシア黒海艦隊のクリミア駐留を2017年まで認めることで決着した。他方でウクライナはNATOとの間でその翌月、特権的パートナーシップ協定を締結した。NATO側からの一定の安全保障を確保しつつ、対欧米外交と対口外交のバランスをとるのがウクライナの基本的な外交路線であった。

もっともその後ウクライナは、このバランス外交を維持する努力を払いながらも欧米への傾きを強めていくことになる。対外貿易に占めるEU諸国の比率が高まるにつれ、新興財閥（オリガルヒ）が欧州統合政策の支持者となっていく（藤森 2011: 293）、1998年、ウクライナはEUへの準加盟を求めた。その後

7 2001年のセンサスに基づけば、ウクライナの人口は4824万902人であり、そのうちウクライナ語の母語話者人口は3257万7468人（67.53%）、ロシア語の母語話者人口は1427万3670人（29.59%）、その他の言語の母語話者人口は138万9764人（2.88%）となっている（[http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree\\_en.asp](http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree_en.asp) 2019年7月12日最終閲覧）。

に成立したクチマ政権の非民主的な政治手法が批判を招き、ウクライナと欧州の関係は一時冷え込むが、2004年のいわゆるオレンジ革命でユシチェンコ政権が発足すると、両者はふたたび接近した。関係改善は軍事面にも及び、2005年にはまずNATO・ウクライナ緊密化対話の枠組みが設けられ、2008年にはNATO首脳会議でウクライナがジョージア（グルジア）とともに将来的にNATO加盟国になるとの宣言が出された。なお、ジョージアはこの年、南オセチア独立をめぐりロシアと軍事衝突している。ドイツやフランスはロシアを不必要に刺激するとしてこの宣言を出すことに反対を唱えたものの、米国ブッシュ政権がそれを強引に押し切った（東野 2018: 358）とされる。翌2009年には、EUとウクライナ、ジョージアなどの旧ソ連6ヵ国との間で東方パートナーシップ協定も締結された。

欧米への傾きを強めるウクライナにロシアは強い不満を抱き、ウクライナ向け天然ガス価格のEU向け価格への移行（実質的な大幅値上げ措置）、代金未払いを理由としての天然ガス供給の削減といった制裁的な圧力をかけて牽制した。実際これらの措置は産業や生活を直撃することになり、それによる政権批判の高まりが、ヤヌコビッチ政権を生み出すことにつながった。ロシアへ歩み寄ろうとするヤヌコビッチは、大統領就任からわずか2ヵ月後の2010年4月、クリミアにおけるロシア艦隊の駐留期限を25年間延長することに合意し、それとの引き換えで天然ガスの輸入価格の引き下げをロシア側から取り付ける。また、独立当初の外交理念であった非同盟の方針をあらためて持ち出し、公的文書から欧州大西洋安保空間への統合やNATOへの加盟に関する文言を削除した（末澤 2017: 201）。

もともと、欧州との関係強化がウクライナ経済を利することは誰もが認識していた。ウクライナとEUとの間で2008年に始まっていた自由貿易協定を柱とする連合協定の交渉は、ヤヌコビッチ政権下においてもそのまま継続された。しかし、これに対するロシアからの外交圧力はきわめて強かった。逡巡したヤヌコビッチは結局2013年11月、協定締結を1週間後に控える段階にまで来ていながら、その中止を発表する。ロシアはこの決定を歓迎し、ロシア産天然ガスの価格を引き下げ、またウクライナの政府債を引き受けるとの報酬を与えて応えた。この協定棚上げに怒った親EU派の市民が街頭に繰り出し、行き着いたのが、翌年2月のユーロマイダン革命であった。

ヤヌコビッチ政権の崩壊後、ロシアによる天然ガスの輸出価格の引き下げは撤回され、ウクライナへの外交姿勢はきわめて強圧的なものになった。プーチ



ン大統領は、デモは「外部から入念に準備された」と見なしている。実際、ドイツの外相、EUの外交安全保障上級代表、米国の国務次官補らが相次いで独立広場を訪れた事実があり、こうした欧米諸国による反ヤヌコビッチ派への露骨な肩入れがプーチン大統領を強く刺激していた（小熊 2018: 289）。ウクライナの危機は「NATOがEUをロシアの玄関先まで広げようとしたことが発端」（ミアシャイマー 2014: 20）であり、「NATOはあまりにロシアを邪険に扱い、追いつめすぎた」（亀山 2014: 29）とする見方は、物事の一面を突いている。四半世紀にわたる欧州の東方拡大はロシアにとっての深刻な地政学的な懸念であり、それが両者の狭間にあるウクライナに重大な影響を及ぼした。

## 2 2014年大統領選挙と欧州安保協力機構（OSCE）による選挙監視活動

### （1）2014年大統領選挙の概要

2014年5月25日に行われたウクライナ大統領選挙は、製菓企業ロシェンなどを経営する実業家で富豪であり、政治家としては官僚経験もあるペトロ・ポロシェンコ（Петро Олексійович Порошенко）が54.7%を得票して勝利した。立候補者は21人にのぼったが、すべての州で最多得票を獲得し<sup>8</sup>、ウクライナ史上初めて決選投票を経ることなく当選を決める圧勝であった（表1）。ヤヌコビッチの政敵であり、同政権下で汚職の嫌疑で収監されていたティモシェンコ元首相は、ユーロマイダン革命後に釈放されて出馬を果たし2位につけたものの（なお、ティモシェンコ釈放はEU側から連合協定締結の条件とされていたが、ヤヌコビッチ政権は締結の棚上げとともに釈放も見合わせていたとの経緯がある）、得票率は12.8%にとどまった。なお、今回の選挙はもともと2015年3月に行われるはずであったが、ヤヌコビッチ政権の崩壊にともない、最高会議（国会）が2014年2月22日に下した決定に従って約10ヵ月前倒しして実施された。

今回の選挙できわめて深刻な問題となったのは、武力紛争のために選挙が正

---

8 全国に213ある選挙区のうち、ヤヌコビッチ政権の与党であった地域党のミハイル・ドブキン候補が出身地のハルキフ州の1選挙区で最多得票を得たのを唯一の例外として、すべての選挙区でポロシェンコの得票が最多であった。なお、ドブキンはハルキフ州で26.3%を得票し、またサボリジヤ、ドネツク、ルハンスクの東部諸州で6～8%を得票したものの、全体では6位にとどまった。

表1 2014年ウクライナ大統領選挙の結果 (2014年5月25日)

候補者	政党	得票数	得票率 (%)
ポロシェンコ	無所属	9,857,308	54.70
ティモシェンコ	全ウクライナ連合「祖国」	2,310,050	12.82
リヤシコ	急進党	1,500,377	8.33
フリツェンコ	市民の立場	989,029	5.49
チヒプコ	無所属	943,430	5.24
ドブキン	地域党	546,138	3.03
ラビノビッチ	無所属	406,301	2.25
ボホモレツイ	無所属	345,384	1.92
シモネンコ	ウクライナ共産党	272,723	1.51
チャフニボク	スポーボダ党	210,476	1.17
ヤロシ	右派セクター	127,772	0.71
その他 (10人)		265,857	1.48
無効票・白票		244,659	1.36
合計		18,019,504	100.00
投票実施選挙区の有権者数と投票率 (%)		30,095,028	59.88
有権者名簿に登録されている全有権者数		34,214,652	52.67

(出所) 中央選挙管理委員会の公式発表 ([https://www.cvk.gov.ua/info/protokol\\_cvk\\_25052014.pdf](https://www.cvk.gov.ua/info/protokol_cvk_25052014.pdf)  
2019年7月12日取得) をもとに筆者作成

常に実施できない地域があったことである。OSCEのまとめでは、ルハンスク州とドネツク州の2州にある3908の投票所のうち、開設された投票所は800を少し上回る程度にすぎず、ルハンスク州の12選挙区のうちの10、ドネツク州の22選挙区のうち14では、投票所が一つも開設されなかった。安全上の問題で投票率も下がり、この地域にいる409万の有権者のうち投票権を行使できたのは97万人にとどまった (OSCE/ODIHR 2014e: 14; OSCE/ODIHR 2014f: 25)。なおクリミア自治共和国およびセバストーポリ市にある12の選挙区に関しては、ウクライナの法律に基づく所要の手続きが履行されなかったため、中央選挙管理委員会 (CEC: Central Election Commission) 決議265 (4月13日) により選挙の実施自体が見送られた (OSCE/ODIHR 2014b: 4)。以上により、各選挙区を所管する213の地方選挙管理委員会 (DEC: District Election Commission) と各々の投票所において選挙を管理する3万2244の投票区選挙管理委員会

(PEC: Precinct Election Commission) が法的には設立<sup>9</sup>されたが (OSCE/ODIHR 2014e: 5)、実際に機能したDECは179に、PECは2万9213にとどまった (OSCE/ODIHR 2014f: 8)。なお、有権者名簿に登録されている有権者数は3421万4652人であったが、投票が実施された選挙区の有権者数は3009万5028人であり、後者を分母にすると、投票率は59.88%になる。

今回の大統領選挙については服部による詳細な分析 (服部 2014) がある。それに依拠してまとめると、ポロシェンコが圧勝した理由は、「東ウクライナで騒乱が続く中、決選投票にもつれ込んだら情勢がさらに流動化しかねないという心理」が有権者に働き、かねてから選挙戦を優位に戦っていたポロシェンコへの支持が高まったことにあると考えられる。有力候補の一人であったウダール党のクリチコが立候補の届け出期限の前日 (3月29日)、出馬を取り下げてポロシェンコ支持を表明し、市長選に回ったこと (結果は当選) も、ポロシェンコに追い風となった。ポロシェンコ陣営は4月上旬、1回の投票で決着をつけるべきとして、もう一人の有力候補であるティモシェンコに出馬取り下げを求めたものの、ティモシェンコ側はそれを拒否した。しかし、ロシアとの直接交渉を否定しNATOへの即座の加盟申請を主張するティモシェンコの過激な主張を、国情の安定やロシアとの関係正常化を望む多くの有権者は忌避したと見られる。他方、右派からは2012年の議会選で躍進した極右のスポーボダ党のチャフニボクやユーロマイダン革命に貢献した右派セクターのヤロシが出馬したものの、それぞれ10位、11位と振るわず、手勢を率いて自ら東ウクライナに赴き分離主義勢力と戦火を交えたとの武勇伝をもつリャシコが3位、ロシアへの対決姿勢を示す元国防相のフリツェンコが4位となった。

## (2) OSCEによる選挙監視団の派遣

欧州安保協力機構 (OSCE) の民主制度・人権事務所 (ODIHR: Office for Democratic Institutions and Human Rights) は、加盟国で実施される選挙に際し、必要と判断される場合に選挙監視団を派遣する。2014年5月のウクライ

---

9 ウクライナの選挙管理は中央選挙管理委員会 (CEC)、地方選挙管理委員会 (DEC)、投票区選挙管理委員会 (PEC) の3層構造となっている。PECとDECの両委員会は選挙ごとに組織されるのに対し、CECは2004年CEC法によって定められており、任期7年の15名の委員によって構成されている。

ナ大統領選挙に関しても、ウクライナ外相からの招待を受けるとのかたちで、選挙2ヵ月前の3月20日から選挙監視活動を行なった。

選挙監視団は通常、団長（Head of Mission）とコアチーム・メンバー（Core Team Member）、そして長期監視員（LTO: Long Term Observer）と短期監視員（STO: Short Term Observer）で構成される。今回の監視団はズルエタ（Tana de Zulueta）団長（イタリア人）以下24人をコアチーム・メンバーとし、20ヵ国から派遣された合計100人の長期監視員が2人1組となって（必ず国籍の異なる2人が組となるよう構成される）、3月29日ないし30日からドネツクとルハンスクの両州を含む全国26ヵ所を拠点として業務を行なった。

コアチーム・メンバーと長期監視員が監視する項目は多岐に及ぶ。主要な項目は政治情勢、選挙制度や法的枠組み、中央や地方における選挙行政の状況、有権者登録の状況、候補者登録の状況、選挙運動の環境や選挙資金に関する状況、マスメディアの状況、国内外からの選挙監視の状況、異議申し立ての状況などである。また治安状況についても分析を行う。

他方、短期監視員は投票日前後の数日間、国内各地に滞在し、投票所や地方選管（DEC）で一連の投開票作業などの監視に当たる。今回の選挙では、OSCE/ODIHRは900人の短期監視員の派遣を加盟国に要請し（OSCE/ODIHR 2014b: 2）、それに応じた46の加盟国と1つのパートナー国（日本）が、計876人の短期監視員を派遣した。これに在キエフの外交官らに加わり、OSCE/ODIHRの短期監視員は、事前研修での説明によれば、総勢893人となった。またこの他に、OSCE議員会議（OSCE PA: OSCE Parliamentary Assembly）の代表116人、欧州評議会議員会議（PACE: Parliamentary Assembly of the Council of Europe）の代表46人、NATO議員会議（NATO PA: NATO Parliamentary Assembly）の代表18人、欧州議会（EP: European Parliament）の代表14人もOSCE/ODIHRと連携をとりながら監視活動に従事した。これらすべてを合わせると、短期監視員の総数は1087人となり、選挙当日は213ヵ所中151ヵ所の地方選管（DEC）、および4135ヵ所の投票所で監視活動が行われた（OSCE/ODIHR 2014e: 15）<sup>10</sup>。

10 OSCE/ODIHRの枠組みでの長期監視員と短期監視員は46の加盟国と1つのパートナー国から短期監視員の派遣があったが（OSCE/ODIHR 2014e: 15; OSCE/ODIHR 2014f: 5）、これに欧州評議会議員会議などの代表が加わり、連携関係にある国際選挙監視団全体としては49のOSCE参加国（OSCE participating States）からの監視員の派遣があった（OSCE/ODIHR 2014f: 25）。

### (3) OSCEによる選挙監視の結果

OSCE/ODIHRは選挙翌日の4月26日、全15ページの「暫定的監視結果に関する声明」を発表し、2014年ウクライナ大統領選挙は高い投票率と透明な選挙結果に特徴づけられ、基本的人権が尊重されて国際的な基準を満たしている真正な選挙であったと包括的に評価している（OSCE/ODIHR 2014e: 1）。また6月30日付で全36ページの「最終報告書」を発表し、同様の評価をあらためて表明した（OSCE/ODIHR 2014f: 1）。東部2州の多くの選挙区で選挙が実施できなかったことに関しては、「敵対勢力による安全上の問題、武装勢力によるプロセスの逸脱を試みる活動の増大はあったが、それにもかかわらず真正な選挙が実施された」と言及されている（OSCE/ODIHR 2014e: 1; OSCE/ODIHR 2014f: 1）<sup>11</sup>。

OSCE/ODIHRは選挙当日の一連のプロセスを「開設」(opening)、「投票」(voting)、「開票」(counting)、「集計」(tabulation)の4つに分け、それぞれについて監視項目を具体的に定めたうえで、監視活動を行う。今回の選挙に関しては、最終報告書によれば、まず「開設」に関しては、監視員が監視に当たった342の投票所のうち326ヵ所で状況は良好であると評価された。これ以外の16ヵ所で問題とされたのは、投票箱の封印が適切になされていないとか、必要な選挙用品に不足があるといった技術的な事柄であった。また、投票は午前8時に開始されると定められていたが、64の投票所で若干の遅れが生じていた。

次に「投票」に関しては、監視員が監視に当たった4135の投票所のうちの98%で状況は良好であると評価された。今回の選挙では一部の地域で地方選挙（市長選挙、あるいは市議会議員選挙）が並行して実施されたが、大統領選挙のみが実施された投票所に関しては99%の報告書が良好との評価であったのに対し、地方選挙が並行して行われた投票所で良好とされたのはこれよりやや低い94%であった。個別的な監視事項のうち、もっとも多く指摘された問題点が投票所での混雑（overcrowding）であり、これに該当する投票所が約10%に

---

11 「最終報告書」はこうした包括的な評価を行いつつ、東部2州において投開票が正常に行われなかったことに関しての具体的な状況を指摘している。また、紙幅の関係で詳細は割愛するが、地方選管（DEC）委員の人数が多すぎるため効率的な運営に影響を及ぼしていること、選挙運動資金の規制がかねてからのOSCE/ODIHRの指摘にも関わらず存在していないこと、マスメディアの政治からの独立性が欠けることなど、いくつかの問題点を指摘するとともに、将来に向けての提言を掲げている。

のぼった。その他には、代理投票の手続き違反など、組織的ではないいくつかの技術的な問題が指摘された。

「開票」に関しては、監視員が監視に当たった410の投票所のうち94%で状況は良好であると評価された。いくつかの投票所で手続き違反があったことが報告され、たとえばそれは、開票作業開始前に当日の投票者数の記録を委員長が口頭で読み上げなければならないにもかかわらずそれが省略されていたといったことである。

以上に比べると、やや問題が多いとされたのが、地方選管（DEC）における「集計」の状況であった。OSCE/ODIHRの監視員は、すでにふれたとおり174のDECで監視活動に従事した。なお、長時間に及ぶここでの監視活動は数時間ごとに監視員が交替で務め、それぞれが報告を行うので、集まった報告書の総数は665となった。それらによれば、選挙結果公式記録簿（Protocol）の記載不備、投票区選管（PEC）からの文書類受付の際の混雑、ビボリ（Vybory）と称されるウクライナ選管ネットワークシステムの不調による集計作業の遅れなど、様々な問題があったとされている。

### 3 短期監視員としての活動

今回の選挙に際し、日本政府はOSCE/ODIHRからの要請に応え、筆者を含む4人の民間人、および2人の在ウクライナ日本大使館員をOSCE監視団に短期監視員として派遣した。またこれとは別に、中央選管（CEC）に直接登録する選挙監視員として4人の大使館員を登録し、投票所を視察させた。日本政府は過去に実施されたウクライナの選挙でもOSCEの選挙監視団に短期監視員を派遣していたが、今回はユーロマイダン革命とウクライナ危機の直後とあって、監視活動への関与を非常に重視していたようである。通常、選挙監視員として派遣される際に外務省で行うことといえば、担当課の関係者と実務的な打ち合わせや活動報告をする程度にとどまることが多いように思われるが、今回は岸田外相からの直接の委嘱状交付があり、しかもそこにNHKなどのマスメディアの取材が入っていた（なお筆者は所用によりこの委嘱状交付式は欠席させて頂いた）。

選挙監視員には守秘義務があり、その活動内容を公にすることには一定の制約があるが、可能な範囲で記録を留めておくことには意義がある。以下では筆者自身の体験を守秘義務に反しない範囲で記しておきたい<sup>12</sup>。

東部の2州で激しい戦闘が続いていたこともあり、現地での任地がどこになるかは、各国から集まる選挙監視員にとって大きな関心事であった。短期監視員には事前にOSCE/ODIHRから合計100頁を超える資料が送られていたが、そのうちの一つである「短期監視員用インフォメーション・シート」には「派遣先についての特別な要望を出すことはできない」(OSCE/ODIHR 2014a: 8。OSCE/ODIHRのホームページでも公開されている)と記されており、また「監視員ガイドブック」にも「研修初日に発表される派遣先は最終決定である」(OSCE/ODIHR 2014c: 7)と記されていた。

現地での筆者の活動内容は表2のとおりである。筆者の場合、到着の翌日、研修会場の受付で「監視員ガイドブック」などの資料一式を受け取り、それを

表2 OSCE選挙監視団での選挙監視業務 (2014年5月:筆者の場合)

5月20日	火	東京発/キエフ着
5月21日	水	事前研修(ブリーフィング)
5月22日	木	事前研修(ブリーフィング) キエフからリビウへ移動
5月23日	金	リビウ北部地域(第10チーム)の事前研修 リビウからソカルへ移動
5月24日	土	担当地域視察 ・ 地方選管(DEC)訪問 ・ 担当地域の状況視察と投票所開設準備状況の監視
5月25日	日	選挙監視 ・ 11カ所の投票所を巡回し、投開票プロセスの監視 ・ その後、地方選管(DEC)に移動し集計作業の監視
5月26日	月	選挙監視 ・ 引き続き、地方選管(DEC)で集計作業を監視 ・ 未明にホテルに帰還 ・ 休息後ふたたび地方選管(DEC)を訪問し、集計作業を監視 ソカルからリビウへ移動
5月27日	火	リビウ北部地域(第10チーム)の事後会合(デブリーフィング)
5月28日	水	リビウからキエフに移動 事後会合(デブリーフィング)
5月29日	木	キエフ発
5月30日	金	東京着

(出所)筆者作成

12 本稿には筆者が撮影したいくつかの写真を掲載しているが、今回の選挙では、選挙監視員には投票の秘密を侵害しない限りは写真を撮影することが許可されていた。

見て初めて任地がりビウ州であることを知った。紛争状態にある東部とは真反対にある西部の州であったため（前掲の図1参照）、やや気が楽になったことを憶えている。

最初の活動は、首都での1日半にわたる事前研修である。初日（5月21日・水）は10時から17時30分まで行われ、その内容は、OSCE/ODIHRの行う選挙監視活動の一般的内容に始まり、ウクライナにおける政治状況、選挙のシステム、メディアの状況、立候補者の登録状況や主要候補者のプロフィール、有権者登録の状況、そして各地方の情勢や治安状況などであった（写真3）。2日目（22日・木）は9時15分から13時45分まで行われ、その内容は、短期監視員の遵守義務や業務内容、報告書を作成する際の注意事項など、実務に関わるものが中心であった。

その後はチームごとに分かれ、各地の拠点へと移動する。筆者の場合、研修会場からそのまま専用バスで鉄道駅に向かい、その後、17時26分キエフ発、23時10分りビウ着の列車で州都りビウへと移動した。

りビウを拠点にしていたのは第09チームから第11チームまでの計3チームである。筆者が属した第10チームは長期監視員2人（ドイツ人女性とポルトガル人男性）と短期監視員20人で構成されており、担当の地域はりビウ州の北部にある第121、122、123、124選挙区であった（図2<sup>13</sup>参照）。りビウ到着翌日（23



写真3 OSCE選挙監視団の全体研修（筆者撮影）

東部諸州に派遣される監視員だけ集められて特別の説明がなされていた

---

13 図2中のりビウ州の下図には次を利用した。ただし、筆者の手でかなり改変している。  
[https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/4/47/Lviv\\_regions.svg](https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/4/47/Lviv_regions.svg) 2019年8月14日アクセス。



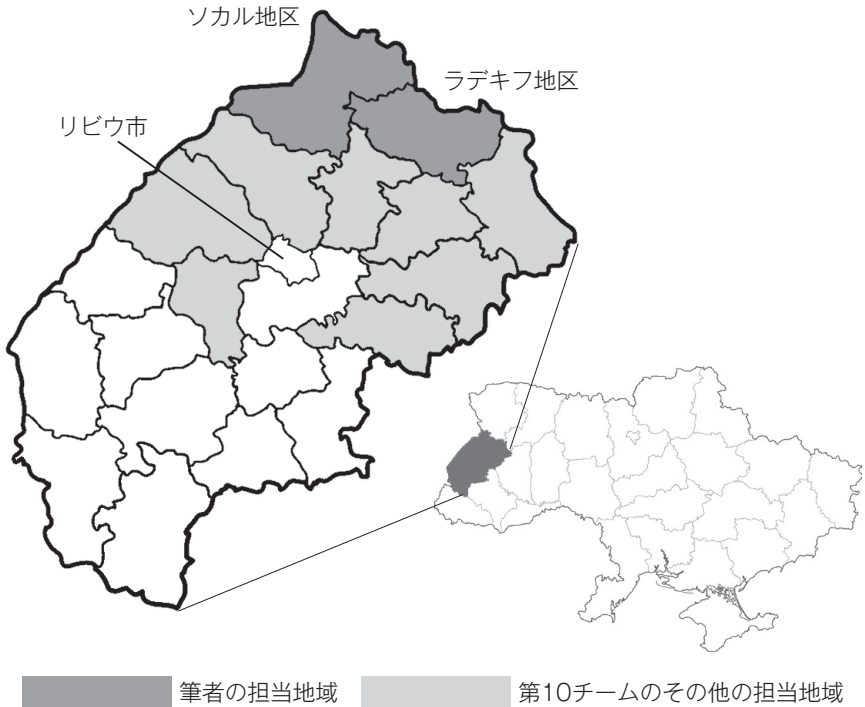


図2 リビウ州とOSCE選挙監視団第10チームの担当地域

(出所) 筆者作成

日・金)は、午前中にまずチームの研修があり、長期監視員から現地の政治状況、具体的な業務内容に関する説明や指示があった(写真4)。そして午後、各監視員はさらに地方へと展開することとなっており、筆者も担当地区となる第121選挙区の中心の町ソカル(Сокаль)へと移動した。

さて、OSCEの選挙監視は必ず国籍の異なる2人の監視員が組になり(また必須ではないが、できるだけ男性1人と女性1人が組になることとされている)、通訳1人と運転手1人を加え、常時4人で行動することになっている。筆者と組んだ監視員は、元外交官の、初老でたいへん穏やかな米国人女性であった。ソカルにはもう1組、ポーランド人男性とドイツ人女性の監視員が派遣された。なお、誰がどの地域に派遣されるかについては秘密ではない。実際、我われ2組4人が監視活動を行うことについては、到着前にすでにソカルにあ



写真4 OSCE選挙監視団の地方チーム研修（筆者撮影）

る地元ラジオ局のニュースで報じられていたとのことであった<sup>14</sup>。

ソカル到着の2日目であり選挙前日となる24日（土）は、監視員は地方選管（DEC）を訪問することになっている。我われ4人の監視員も2人の通訳をともなってソカルのDECを訪れ、選管委員長らに挨拶をするとともに我われが監視活動に従事することを伝え、また現地の事情や準備状況などについて懇談をした。その後は組ごとに分かれ、いくつかの投票所を訪問し、準備状況などを視察した。この視察には、現地への移動経路や所要時間を確認する意味も含まれている。なお、この日の訪問先は、必ずしも選挙当日に監視活動を行う予定の投票所だけとは限らない。選挙当日に訪問することを想定していた投票所もあればそうでない投票所もあったし、また投票区選管（PEC）の委員や警備に当たっていた警察官らと懇談したところもあれば、場所を確認するだけのところもあった。投票所に居合わせた委員からは、ごく素朴な質問として、選挙当日にも訪問するつもりであるか尋ねられることもあったが、予断を与えないことに配慮する必要もあり、まだ分からないと回答するにとどめた。

25日（日）はいよいよ選挙当日である。OSCEの短期監視員による活動は、時間帯によりA班とB班に分かれている。A班は当日の早朝、投票が始まる30分以上前までに、任意に選定した一つ目の投票所を訪問し、そこでの「開設」（opening）の状況を監視することになっている。それを終えた後は、引

---

14 ちなみに、選挙から5年以上が経った2019年8月現在でも、OSCE選挙監視団に参加したすべての監視員の氏名をCECのホームページ（アドレスは次）で確認することができる。<https://www.cvk.gov.ua/pls/vp2014/wp044pt001f01=702pt162f01=29> 2019年8月13日最終アクセス。



写真5 選挙前日のソカル中心部の広場（筆者撮影）



写真6 投票開始前の準備作業（筆者撮影）

き続き同じ投票所にとどまり、「投票」(voting)の状況を監視する。その後は、1日かけて10から12ヵ所の投票所を訪問する。1ヵ所の投票所には最低30分とどまることになっている。そして最後の投票所には、投票箱閉鎖の30分以上前に訪問することとされており、まず投票の状況を監視し、その後は引き続きその投票所にとどまり（なお、この時点で投票所は施錠されている）、「開票」(counting)の状況を監視する。それが終了した後は、地方選管(DEC)へと移動し、「集計」(tabulation)の状況を監視する。他方、B班の任務内容は基本的にはA班と同じであるが、任務の開始時間は午後であり、訪問する投票所は6から8ヵ所程度とされている。したがってB班は、A班とは異なり開設の状況の監視は行わないが、その代わりにDECでの監視作業は徹夜で行うこと

になる。A班は一連の任務の後、深夜に宿泊先に戻って休息をとり、翌朝、B班と交替してふたたびDECの状況を監視することになっている。

さて、筆者の場合、選挙当日のスケジュールは表3のとおりであった。筆者らが担当した第121選挙区は、行政的にはソカル地区（Сокальський район）とラデキフ地区（Радехівський район）からなっており、投票区選管（CEC）、すなわち投票所（polling station）の数は、ソカルに通常の投票所が132、病院などの特別投票所が10、ラデキフに通常の投票所が56、合計で196ヵ所あった。筆者らはこのうちソカル地区内のソカル市中心部の1つの投票所、その周囲にあるザブージャ（Забужжя）、サブチンヌ（Савчин）、オストゥリフ（Острів）の各集落の投票所、チェルボノグラダ（Червоноград）市内の4つの

表3 OSCE選挙監視団での選挙当日の業務（2014年5月：筆者の場合）

時刻	投票所	場所	有権者数	活動内容
(5月25日)				
07:30	461252	ソカル	2008人	開設監視／投票監視
09:05	461253	ザブージャ	1182人	投票監視
10:03	461262	サブチンヌ	492人	投票監視
10:45	461268	オストゥリフ	1448人	投票監視
11:45	461838	チェルボノグラダ	2460人	投票監視
12:37	461833	チェルボノグラダ	2226人	投票監視
	昼食			
14:55	461824	チェルボノグラダ	2316人	投票監視
15:45	461823	チェルボノグラダ	2190人	投票監視
17:00	461842	ソスニフカ	1885人	投票監視
18:00	461843	ソスニフカ	2154人	投票監視
	軽食			
19:25	461248	ソカル	2326人	投票監視／開票監視
23:30頃	地方選管（DEC）	ソカル		集計監視
(5月26日)				
02:00頃	休憩（ホテル）			
10:00頃	地方選管（DEC）	ソカル		集計監視
15:35	監視活動終了			

(出所) 筆者作成

投票所、ソスニフカ（Соснівка）市内の2つの投票所、そして最後にソカル市内の投票所の計11ヵ所を訪問した。どの投票所を訪問したかは秘密には当たらないので、表3にはそのまま記してある。選挙監視員は投票所において身分を明らかにするし、先方も我われの氏名や監視員としての登録番号、訪問時間などを所定の書類に記録するので、訪問先は公然の事実であるといえる。



写真7 投票所で投票用紙を受け取る有権者（筆者撮影）

我われ監視員は、「開設」、「投票」、「開票」、「集計」の各段階において、それぞれの所定の報告用紙にチェックを入れることになっている。監視員は二人でよく相談し、共同で一通の報告用紙を作成するよう求められている。チェック項目は多岐に及び、たとえば「投票」に関しては、「投票の秘密が守られているか」、「投票を拒まれた人がいないか」といったことなど、合計60以上に及ぶ。なお、特別に報告すべき事項がある場合は、所定の記述式の報告用紙を用いて報告することとなっている。報告を行うタイミングに関しては、まず「開設」の監視結果はできるだけすみやかにファックスで長期監視員に届け、それがコアチームに報告されることになっていた。またその他の報告用紙は数度に分け、長期監視員によって派遣されてくる回収係のドライバーに引き渡すことになっていた。

20時に投票箱が閉鎖され、投票所が施錠された後は、「開票」作業を監視することになる。この後の監視活動はかなりの長丁場となる。「開票」作業は、地方選挙が並行して実施された地域では概して長時間を要したと聞くが、筆者の担当地区では大統領選挙しか行われておらず、滞在した投票所での作業は、票の数え上げ自体は22時03分に終了した。ただしこの後、「投票結果公式記録簿」（Protocol）の作成作業などがあり、これにはかなりの時間がかかっていた。



写真8 開票作業 (筆者撮影)

投票所の建物の外部に公式記録簿のコピーが掲げられているのを確認し (なお、これも監視項目の一つである)、その場を後にして同じ市内にある地方選管 (DEC) に到着したときには、すでに午前0時近くになっていた。そして午前2時過ぎまで、DECでの監視業務を継続した。DECでの集計作業は、OSCEの「最終報告書」でも指摘されているとおりたいへん時間を要するものであり、筆者らは翌朝10時頃、B班の二人との交替でふたたび監視業務に従事した。最終的に監視業務を終了したのは15時35分であったが、その時点でもまだ一部のPECから提出された投票結果の集計作業は完了していなかった。

こうして長時間にわたる、かなり疲労の蓄積する作業が終わった後、筆者らはその日の夕方、リビウに戻った。翌27日 (火) は、束の間の自由時間を満喫した後 (この間、長期監視員が担当地域全体の情報とりまとめ作業を行なって



写真9 地方選管 (DEC) での「集計」作業の光景 (筆者撮影)

投票区選管 (PEC) から届いた集計結果を一つひとつ読み上げ承認をとるため、長い時間を要する。またこれらデータは別室でコンピュータ入力されて中央選管 (CEC) に届けられる

いたはずである)、夕方に第10チームの事後会合があった。そして28日(水)にキエフに移動し、宿泊先に荷物を置いた後、18時頃から1時間ほどのOSCE監視団全体の事後会合に出席し、これをもって現地での任務は完了した。

## むすびにかえて

差し障りのない範囲で感想を述べると、筆者が赴いたリビウ州は、伝え聞く東部の状況とはまったく異なり、平穏そのものであった。担当した第121選挙区はポーランドと国境を接する田舎で、じつに閑閑であった。現地の人々はたいへん素朴で優しくったという印象が強く残っている。

表4に示されているとおり、ソカルはウクライナ語母語話者が98%以上を占める地域である。選挙当日、投開票は平穏裡に粛々と進んでおり、投票率も高いとの印象を抱いていたが、実際、中央選管(CEC)の発表によると、リビウ州の投票率は州別で全国1位の78.82%に達していたようである。第121選挙区の投票率も、有権者数に17万1343人に対し投票者数は13万5225人だったようで、投票率は州全体のそれとほぼ同じの78.92%に達していた。なお、内訳はポロシェンコが8万6393票(63.89%)、ティモシェンコが2万2900票(16.93%)で、リヤシコの1万764票(7.96%)、フリツェンコの7319票(5.41%)がそれに続き、ヤヌコビッチが所属する地域党のドブキンはわずか168票(0.12%)であった(Центральної Виборчої Комісії 2014)。第121選挙区におけるポロシェンコの得票率は全国平均の54.7%より9ポイント以上高かったが、リビウ州全体の平均である69.9%は下回っており、その分、ティモシェンコ人気

表4 ウクライナにおける言語別の母語話者人口(2001年)

	全人口	ウクライナ語人口	ロシア語人口	その他の言語人口
全国	48,240,902	32,577,468 67.53%	14,273,670 29.59%	1,389,764 2.88%
ドネツク州	4,825,563	1,163,085 24.10%	3,615,461 74.92%	47,017 0.97%
リビウ州	2,605,956	2,484,094 95.32%	98,286 3.77%	23,576 0.90%
リビウ市	749,768	662,543 88.37%	65,349 8.72%	21,876 2.92%
ソカル地区	98,123	96,638 98.49%	1,011 1.03%	474 0.48%
ラデキフ地区	52,439	52,112 99.38%	218 0.42%	109 0.21%

(出所) ウクライナ人口センサス ([http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree\\_en.asp](http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree_en.asp) 2019年7月12日最終閲覧) をもとに筆者作成

やや高く出ていたようである。

もっともこうした長閑さの一方で、ユーロマイダン革命の進行時は州都のリビウ市でも反ヤスコビッチ派による公共施設の占拠などの騒乱があったと聞く。市庁舎の入口近くには、犠牲者の写真が掲げられ、花が手向けられていた。滞在したホテルの入口に、ウクライナ国旗とEUの旗が掲げられていたのも印象的であった。

すでにふれたとおり、OSCEは2014年ウクライナ大統領選挙について、高い投票率と透明な選挙結果に特徴づけられ、基本的人権が尊重されて国際的な基準を満たしている真正な選挙であったとの包括的な評価を示している。OSCEの選挙監視団は、十分な数の選挙監視員を全国に展開させ、選挙の公正性の維持、そして選挙プロセスの円滑な進行を促すうえでの一定の役割を果たしていたように思える。なお、選挙監視の機能を損なうものではまったくないが、対立関係にあるロシアがこの監視団に選挙監視員を一人も派遣していなかったことは、今回の特徴として注目される点である。

筆者はこの後、2014年10月に行われたウクライナの最高会議（国会）議員選挙、2019年3月に行われた大統領選挙、そして同年4月に行われた大統領選挙にも、OSCEの選挙監視団の短期監視員の一人として参加している。これらの選挙のこと、また本稿で述べきれなかったOSCEの選挙監視活動に関することなどについては別の稿であらためて述べたい。

[付記] 本稿は、2019年度科学研究費補助金（研究課題：国際選挙監視活動の機能と逆機能—何が民主主義を促進し何が民主主義を阻害するのか—、研究代表者：浦部浩之、研究課題番号：18K01477）による成果の一部である。なお、本稿はもっぱら筆者の見解であり、OSCEや日本国外務省の見解とは一切関係ない。

## 参考文献

- 宇山智彦（2014）「変質するロシアがユーラシアに広げる不安—進化する権威主義、迷走する『帝国』」『現代思想』42巻10号、129～143ページ。
- 浦部浩之（2004）「チャベス・ベネズエラ大統領罷免国民投票—米州機構（OAS）国民投票監視団に参加して—」『ラテン・アメリカ時報』47号、11～18ページ。
- 浦部浩之（2010）「1994年選挙と日本のPKO参加—内戦終結と社会再建の出発点に立ち会って」細野昭雄・田中高（編）『エルサルバドルを知るための55章』明石書店、102～107ページ。
- 浦部浩之（2017）「国際的な選挙監視活動について」『獨協大学学報』33号、35～38ページ。



- 小熊宏尚 (2018) 「ユーロマイダン革命 (尊厳の革命)」 服部倫卓・原田義也 (編) 『ウクライナを知るための65章』 明石書店, 287～292ページ。
- 亀山郁夫 (2014) 「ロシアはどこへ向かうか」 『現代思想』 42巻10号, 28～37ページ。
- 下斗米伸夫 (2014) 「ウクライナ情勢と報道：危機の背景にある東西の二重性—歴史と宗教の視点から」 『新聞研究』 755号, 38～42ページ。
- 末澤恵美 (2017) 「ウクライナの政治変動と外交政策」 六鹿茂夫 (編) 『黒海地域の国際関係』 名古屋大学出版会, 197～214ページ。
- 田中洋之 (2014) 「ウクライナ情勢と報道：手探りの中で実情伝える—想定を超える展開、次々と」 『新聞研究』 755号, 43～46ページ。
- 服部倫卓 (2014) 「ウクライナ大統領選とポロシェンコ」 『ロシアNIS調査月報』 59巻7号, 58～69ページ。
- 東野篤子 (2018) 「ウクライナとNATO」 服部・原田 (編) 前掲書, 356～360ページ。
- 藤森信吉 (2011) 「EU・NATOとウクライナ政治」 羽場久美子・溝畑佐登史 (編) 『世界政治叢書4：ロシア・拡大EU』 ミネルヴァ書房, 285～301ページ。
- ミアシャイマー, ジョン (2014) 「欧米の誤算が生んだウクライナ危機—現実主義に徹するブーチン」 『外交』 25号, 20～23ページ。
- OSCE/ODIHR (2014a) Information Sheet: Request for Short-Term Observers, Ukraine Early Presidential Election 2014, 4 April 2014.
- OSCE/ODIHR (2014b) Interim Report No. 1 (20 March - 14 April 2014), Ukraine Early Presidential Election 2014, 17 April 2014.
- OSCE/ODIHR (2014c) Short-Term Observer Guide, Ukraine Early Presidential Election 2014 (Not an official OSCE/ODIHR document), 12 May 2014.
- OSCE/ODIHR (2014d) Interim Report No. 2 (14 April - 12 May 2014), Ukraine Early Presidential Election 2014, 14 May 2014.
- OSCE/ODIHR (2014e) Statement of Preliminary Findings and Conclusions, International Election Observation Mission, Ukraine Early Presidential Election 2014, 26 May 2014.
- OSCE/ODIHR (2014f) Final Report, OSCE/ODIHR Election Observation Mission, Ukraine Early Presidential Election 2014, 30 June 2014.
- Центральної Виборчої Комісії (2014) Позачергові Вибори Президента України 25 травня 2014 року. ([https://www.cvk.gov.ua/info/protokol\\_cvk\\_25052014.pdf](https://www.cvk.gov.ua/info/protokol_cvk_25052014.pdf) 2019年7月12日取得)

#### 主要参考ホームページ

- 欧州安保協力機構／民主制度・人権事務所 (OSCE/ODIHR) : <https://www.osce.org/odih>  
ウクライナ中央選挙管理委員会 (CEC) : <https://www.cvk.gov.ua/>  
ウクライナ人口センサス : [http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree\\_en.asp](http://database.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databasetree_en.asp)

